

議員提出議案

意見書

関係機関に送付

○義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（原案可決）

2006年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整となり、多くの道府県で財源不足が生じることとなります。

「三位一体改革」によって削減され続けている地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を崩す事態となります。

国は負担率削減にとどまらず、引き続き義務教育費国庫負担金の全額税源移譲と制度廃止を検討していると伝えられています。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を図り、負担率を2分の1に復活させることを強く

要望します。

（提出先 内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）

○埼玉県立大学に医学部設置を認めることを求める意見書（原案可決）

埼玉県は人口10万人当たりの医師数が全国最下位の県であるとともに、一般病床数の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱であります。

一方で、埼玉県は高齢化のスピードが全国で最も速く、今後、高齢者人口の増大が見込まれる中、現在の医師不足の状況を大幅に改善しない限り、県民の救命救急環境はさらに深刻なものとなり、医師の過酷な勤務実態も悪化するばかりです。

また、埼玉県は国公立大学医学部がなく、地域医療に従事する医師の養成は、他県に依存している状況にあります。

よって、国は住民のいのちと健康を守るため、埼玉県立大学に医学部の設置を認めることを求めます。

（提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣）

常任委員会の動き

○審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた3議案について審査を行いました。

また、請願1件については、採択としました。

○行田市税条例の一部を改正する条例について

問 延滞金の計算の基礎となる特例基準割合とはどのようなものか。

答 平成11年度の税制改正により、現在、納期限後1ヶ月以内の延滞金の計算方法については、商業手形の基準割引率0・3％に年4％の割合を加算した率4・3％である。

これが今回の改正により、平成26年1月1日から、現行の金利水準にさらに近づけるため、国内銀行の短期貸出約定平均金利1％に、年1％の割合を加算した2％を特例基準割合とし、この2％に早期納付を促すための1％を加え

た3％が納期限後1ヶ月以内の延滞金の計算方法となる。

また、1ヶ月を超えた延滞金の計算方法についても、現在の14・6％から、特例基準割合の2％に早期納付を促すための7・3％を加えた9・3％が1ヶ月を超えた延滞金の計算方法となる。

問 住宅ローン控除の適用期限の拡大と消費税引き上げとの関係は。

答 住宅の取得については、取引価格が高額であることなどから、平成26年4月からの消費税引き上げ前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏



税務課窓口

まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化、緩和するとともに、良質な住宅需要の形成を促し、国民の豊かな生活を確保するという住宅政策の方向性が損なわれないよう、消費税率引き上げによる住宅需要の減少が最も大きくなると思われる時期に、特例的な措置として住宅ローン控除の適用期限を拡充するものである。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた3議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市市民公益活動推進委員会設置条例について

問 委員会に設置される5つの部会の具体的な活動内容は。
答 平成24年度に基本計画の骨子を作成し、その中で5つの基本目標を掲げている。